

補助対象経費

項 目	内 容
報 償 費	出演料、謝礼金、賞賜金等
旅 費	講師等の交通費、宿泊費等
消 耗 品 費	事務用品、書籍、食材等の購入費等
食 糧 費	講師等の弁当代等
役 務 費	会場設営費、展示工作・撤去費等
委 託 料	公演委託費等
印 刷 製 本 費	パンフレット、ポスター等の制作費、印刷費等
使用料・賃借料	施設使用料、機器等リース料等
通 信 ・ 運 搬 費	郵便料等
手 数 料	振込手数料等
保 険 料	イベント保険料等
そ の 他 の 経 費	市長が特に認める経費

次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

1. 商品券、金券、記念品等の購入に要する経費
2. 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金など）
3. 観光を目的とした旅費
4. スタッフ用のジャンパー、Tシャツ、法被など
5. レセプション、パーティー、打ち上げに係る経費
6. 団体の経常的な運営に関する経費
7. 領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費
8. その他、事業の実施に直接関係のない経費
9. その他、社会通念上適切と認められないもの